

委員における利害関係の確認について

委員個人との間においてコンサルタント契約があるなど利害関係のある会社が、意見募集（R F C）を行った入札要綱案に対して意見を提出している場合には、当該入札要綱案に対する審議には参加できないものとする。

※審議会委員も、国家公務員法上の「職員」と解され、審議会委員としての職務上知ることのできた「秘密」については、守秘義務が課されることに留意。